



1962.8  
発行 場 係  
松川町 役 集  
編 報 係  
広 報 係

国民健康保険税決る

五月に才一期分として納めてもらった保険税額は、前年度の税額をもとにして、仮に課税されたものですが、七月で皆さんの今年の所得額や固定資産税額が決まったので、これをもとにした今年度の国民健康保険税額が決まった。

そこで今度決定した一年分の税額から五月に納めてもらった額を差し引き、残った額をあと三回に分けて納めることになりました。

計算のもとになった数字は八月の才二期の令書にありますからよく見て間違いがあると思う人は九月二十日迄に文書で申し出て下さい。

○計算のあらまし

1 国民健康税の決め方

(イ) 町全体の一年分の税額の決め方は、先ず年間徴収する健康税の総額が町議会に決まりますと、この額の

- 百分の三五〇所得割
- 百分の二五〇固定資産税割
- 百分の二五〇被保険者割

(四月一日現在)  
百分の一五〇世帯平等割として納めてもらうこととなります。

(ロ)

今年度の保険税総額  
所得額に割り掛ける額  
一、四一三、九五〇円

資産税に割り掛ける額  
一、〇〇九、三五〇円

被保険者均等割  
一、〇〇九、三五〇円

世帯数に掛ける額  
六〇五、五五〇円

平均額  
計四、〇三七、〇〇〇円

(ハ)

以上の額を今年の町内被保険者全体の所得額、固定資産税額、被保険者の数、世帯数で割ると、平均額は所得金額(本年度の町民税の対象となった所得金額)百円当り二

円三九銭 固定資産税額百円当り二〇円四五銭

被保険者(四月一日現在)一人当り一八六円

世帯数割一世帯当り五八四円

となります。この数字をもとに各被保険者世帯の所得額、固定資産税額、被保険者数を乗じた合計額に世帯均等額を加えた額が一年分の税金となります。

この額から五月に才一期分として課税された額を差し引き残った額

2

を才二期(八月)以降三回に分けて納めることとなります。

国民健康保険税の調定について

医療費の値上りは昨年来新聞報道等により御承知の事であり、実際病院等窓口での半額の御支払いに於いてもお判りの事と思いますが、国が示した値上り率は

一割五分三厘の処、実際当役場が支払った金額は前年

六百五十九万四千円に対し今年三月末日現在で七百九

十三万七千円であり二割〇分四厘の増額です。

此の様な状態ですので保険税の増額も止むを得ず本年度は昨年度に比し総体で

一割五分の増額となっております。

(税務課)

日射病について

真夏の強い直射日光を長時間頭部等に受けたままです。此の日射病をおこす病状です。此の日射病を予防するには、直射日光を直接浴びないこと、此のために

はつばの広い風通しの良い麦わら帽子を着用する事が効果的

で又直射日光に長時間曝されつづけないように時々涼しい日陰に

はいて休むこと。

また皮膚をあまより露出していることは皮膚からの発汗を促進

し体液水分の消失を高めます。同じ裸体でいつも日に曝されて

いる場合と日蔭に入っている場合とでは失われる水分は大変な

ちがいです。

炎天下の労働ではときどき木蔭に休んで微風を受けることが大切で、これには単に筋肉を休ませること以上の意味があります。直射日光の下では皮膚の灼熱と皮膚からの発汗の増大によって異常なまでに水分と塩分を失います。炎天下で労働を続ける場合には大変な汗の量で汗の中には〇、五パーセント程の食塩を含みますので汗と共に失

う食塩の消失もかなりの量に達します。長時間の労働では何リ

ットルもの水分と何グラムかの食塩が同時に失われますから、

こういう条件下では食塩を〇、五パーセント位含んだ水分をど

んどん補い乍ら作業する事が大切で、(食塩は副食物其の他の方法により補っても結構です。)

水分だけを補っていても、血中の塩分は次々に不足して

低塩症状を来たして嘔吐、悪心、めまい等を来たし血圧も下り作業不能となります。もっとひど

い時は意識障害昏睡けいれんさえも来たことがあります。ま

た子供や老人、肥満の人、病人は日射病をおこしやすいので夏

の日射日光に曝されることの少ない様に護ってやるべきです。

また暑さに馴れない人、労働に馴れない人も日射病を起し易い

ので徐々にならしてゆく訓練も必要となり、睡眠不足やアルコールの過飲等の不振生は日射病

を起し易いので注意する必要があります。

(日本の夏では炎天下を行軍するだけで一時間に一リットル

程の汗をかくと云われています。

消防だより



消防法の改正により、消防信号が次のように変わりました。

号信集召習演	号信報警災火	号信災火林山	号信災火	号信別	消 防 信 号
演習召集信号	火災警報解除信号	火災警報発令信号	火災警報解除信号	種 別	消 防 信 号
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	近火信号	打鐘信号
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鹿野川町内	サイレン信号
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	を認知したとき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	鎮火信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団出場区域内	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	団特命応援出場の	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	とき	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	報知信号	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	出場区域外の火災	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇			

# 肱川町土地改良区 生まれる

肱川町土地改良区が生まれた。昭和三十六年八月三十一日臨時部落長会を開いて、当時の部落長の方々へ、町内を一つとした土地改良区結成を相談し、賛同を得たので、九月五日各部落より選ばれた代表者四十六名で設立準備委員会を作り、設立手続きをとっていた処、本年五月二十一日設立認可を受けた。

区域は肱川町全域  
組合員は九四五名（全農家）  
総代は四十六名  
役員は理事 十三名  
監事 三名

こう言った形で、去る八月六日

## 肱川土場木材相場

(昭和37年7月中旬) 1才当り

長さ	末口	すぎ	ひのき	まつ
4.2m (14尺)	4.0上 6.0上 10.0上	円	円	円 36.00 38.00
4m (13.2尺)	3.5下 4.0上 6.0上	49.00 45.00 46.00	49.00 45.00 46.00	
3m (10尺)	3.0下 4.0上 6.0上	32.00 46.00	37.00 50.00	
2.1m (7尺)	1.5下 2.0上			13.00 21.00
2m (6.6尺)	3.5下 4.0上 6.0上	14.00 16.00 20.00	14.00 16.00 20.00	
1m (3.3尺)	3.0上	14.00	14.00	

### 備考

足場 1m当り 55円~70円  
ざつパルプ 2.0寸上 1才当り 9.50銭  
松 箱板材 4.5寸上 1才当り 29.00銭

本表は、肱川町内で自動車に積込みできる土場での値段で、中値です。末口は寸で書いてあります。



設立総代会を開き、今年の事業計画、収支予算、役員選挙等を行い、こうして肱川町土地改良区がたんじょうした。

この土地改良区とは何をやる組合かと言ふと、読んで字の如く、土地の改良を行うのが目的だ。

土地の改良とは先づ開田、開畑、区画整理等の農地造成から、農道の改良、新設、索道の架設、水路の改修、新設等の耕地整備、これら農地や、農道等の災害復旧等を行う事を言う。

この土地改良事業を行う為には、国又は県の補助、農林漁業金融公庫より資金の借入等をする。今年度の事業としては、中小農道の改良 五七八米、日ノ平農道の新設 四八八米

上石丸農道の新設 四八七米、都の索道の架設 一七〇米、上嵯峨谷農道の災害復旧等が主な事業で国の補助や借入でやる事になっている。

三十八年度分として地元への要請により目下測量及び設計をしつつあるものに、影地農道の新設 一二〇〇米、上石丸農道新設 七〇〇米、日ノ平農道新設 一五〇〇米等がある。

組合の運営は各部落より選ばれた四十六名の総代で総代会を開き、事業の計画、収支予算の決定等を行い、其の総代が選んだ十三名の理事が事業計画に基づいて事業を進めて行くと言う仕組になっている。

事業をはじめようとする時には、先づ部落の意見を取りまと

めて、役場に居る係まで申出てもらう。係では資料をまとめ、理事会にはかって、計画をたて、県へ申請する。県で採択出来たら、少な分をしらせてくれる。知らせがあれば測量を行い、設計書を作り、更めて県へ事業認可の手続きを取り、認可があると直ちに着工、資金借入手続き等をやると言う順序になる。

資金の借入は事業費の八割迄借入が出来る、三カ年据置、十五年間の年賦払となつて居る。利子は普通五分で、利子に対する国の補助がある場合は年三分五厘となる。事業に対して国又は県の補助があった場合は、その残りに対して八割借りられる。この場合は利子は年六分五厘となる。

農業協同組合同様の法人で、大きな農民団体であり、農民に直接関係のある事業をやる団体である。この組織を大いに利用して、少しでも便利に、少しでも楽に、少しでも労力を節約し、その余つて来た労力で、より以上の収益を上げると言う事が根本の目的である。農民にとって如何に土地改良が必要かと言う事は今盛んに言はれている農業構造改善についても、その四割強は土地改良へ使われねばならぬ事になって居るのを見て、おののかるだろうと思う。なぜなら、農民の収入の根本である田畑を出来るだけ多くの収益が上がる状態にして、肥料や収穫物を運搬するのに要する労力を少しでもへらして、生産物を少しでも高く売り、生産原価を少しでも少なくして、もうけを増すと言つた行き方によって、農民生活を向上させようと言うのが構造改善のねらいであり、せまい急傾斜の土地に、多すぎる農家と言ふ小農家の多い日本では、この言つた行き方が最も手近な農民救済方法でもあるからである。

いろいろな取りとめもなく書きながら、こう言つた意味において生まれた土地改良区を利用し、はげまし、育ててほしい。最後に肱川町土地改良区の役員を招いて筆をおく

利子六分五厘の場合 約 〇、〇九六三  
利子三分五厘の場合 約 〇、〇八六八  
掛けて出た答が一年間の元利合計となり、これを一五年払うと元利全部返済される事になっている。

以上で土地改良区の大体内容がわかってもらつた事と思うが、土地改良区は、土地改良法に基づいて作られ、県知事の認可がなければ作ることが出来ない。土地改良区は法人で、県へ登録しなければならぬ。

名称、所在地、組合員数、関係農地面積、総代及役員名等が登録されている。

理事 中本 市郎  
監事 藤高 敏治  
赤岩 繁喜

### 本月の出来事

一月一日	酪農組合役員会
一月二日	煙草耕作組合総代会
一月三日	公民館役員会
一月四日	婦人会役員会
一月五日	事務改善研修会
一月六日	民生委員会
一月七日	町議会文化委員会
一月八日	町議会
一月九日	フライリア病検診(予子林にて)
一月十日	酪農婦人部発起人会
一月十一日	公民館例文化部会
一月十二日	定例町常会
一月十三日	肱川中学校旗校歌披露会
一月十四日	肱川町土地改良区役員会
一月十五日	農林業技術者連絡協議会
一月十六日	酪農婦人部協議会
一月十七日	酪農組合理事会
一月十八日	消防団分団長会
一月十九日	農政懇談会(予子林)
一月二十日	新生活学校(岩谷)
一月二十一日	開校式
一月二十二日	農政懇談会(中央)
一月二十三日	鹿野川地区簡易水道運営委員会
一月二十四日	農政懇談会(岩谷)
一月二十五日	農政懇談会(正山)
一月二十六日	月会
一月二十七日	遺族会青少年部会
一月二十八日	会計監査
一月二十九日	肱川町土地改良区総代会
一月三十日	
一月三十一日	